

## 令和5年度第2回

# 茨城県国土利用計画審議会議事録

日時 令和6年1月12日（金） 午後1時55分から

場所 茨城県庁9階901会議室（水戸市笠原町978-6）

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年1月12日（金） 午後1時55分から午後3時15分まで
- (2) 場所 茨城県庁9階901会議室（水戸市笠原町978-6）

## 2 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

## 3 議題

### (1) 審議事項

茨城県土地利用基本計画（計画図）の一部変更について〔地振諮問第2号〕

### (2) 報告事項

- ア 第六次国土利用計画（全国計画）の閣議決定について
- イ 茨城県土地利用基本計画（計画書）の骨子について

## 4 議事の概要

### 【開会】

会議開催に必要な定員の充足（6名以上）を確認し、開会

### 【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

### 【議事録署名人指名】

谷口会長から、議事録署名人として金森委員及び竹之内委員が指名された。

### 【議案審議】

#### ○谷口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

茨城県土地利用基本計画（計画図）の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

配付資料を基に、事務局が説明

#### ○谷口会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どなたからでも結構でございますので、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。オンラインの委員さんも、声を出していただければと思います。いかがでしょうか。

## ○A 委員

1 番の守谷農業地域の縮小 15 ヘクタールですけれども、(2) の変更区域の五地域重複状況で、農業地域のその他の区域 15 ヘクタールが縮小しますということでございまして、森林地域の 2 ヘクタールについては、おそらく林地開発工事が完了した段階で縮小するのかなと思っているところですが、いかがでしょうか。

次に 4 ページ、(2) の変更区域の五地域重複状況ということで、変更前、農業地域 3 ヘクタール、森林地域 3 ヘクタール、太陽光発電ということで、林地開発工事が完了したということで、森林地域がなくなったと思うのですが、農業地域はそのままになっています。また、14 ページにおいても同様で、(2) 変更区域の五地域重複状況で、変更前、地目山林で、農業地域、森林地域 3 ヘクタール重複でしたが、変更後、森林地域のみが消えて農業地域は残ります。農業地域の変更は、この時点では行わないのでしょうか。

## ○谷口会長

ありがとうございます。

この数字を見れば、皆さんそのようにお感じになるかと思いますが、いかがでしょうか。

## ○事務局

都市地域と農業地域と森林地域とか、重複しているということになります。農業地域につきましては、農業が振興される地域ということで、広く設定をしておりますので、森林地域が縮小されたからということでの縮小は行いません。

## ○谷口会長

ちょっと議論がかみ合っていないかと思いますが。

例えば 2 ページについて、いくつかご質問があったと思います。こちらは農業地域の縮小ですけれども、3 ページの写真を見れば、森林地域の緑のところは 2 ヘクタールございます。これはいずれ宅地になるのであれば、森林地域ではなくなるはずですが。

ひとつずつお願いします。

## ○事務局

そちらにつきましては、森林地域が重複しておりますが、先ほど A 委員からもお話がありました通り、森林地域につきましては、林地開発が完了しまして、森林法に基づく地域森林計画の樹立までに行う運用としておりますので、現段階では森林地域の縮小は行いません。

## ○谷口会長

それは、また審議にかかるということなのか、ここで承認されれば、そのまま森林地域 2 ヘクタールの縮小は審議されないということでしょうか。

## ○事務局

個別法の世界で、森林法にあっては森林地域から除外しないと太陽光や倉庫など、そう

いうものが設置できないというような規定になっておりますけれど、農業地域については、農業振興地域のままだでも、太陽光などが設置できるという、個別法の規制の違いにより、このような状況が生まれているのかなというところです。

先ほど、会長からのご指摘で言いますと、今回、森林地域から除外して農業地域として残っていて、今後、農業地域を除外するのかなという問いについては、農業地域については、除外しないままになるということが想定されています。

**○谷口会長**

14 ページなどは、それでお答えになっているということですね。工場拡大などは。

**○事務局**

1 つ目の守谷の農業地域の案件については、今回、農業地域から外して、今後、開発が完了した段階で、また森林地域から外すことについてご審議をいただくこととなります。

**○谷口会長**

森林に関しては審議があるけれど、14 ページに関しては、そのままになるということですね。ケースバイケースですというのがご回答になるという理解でよろしいでしょうか。

**○事務局**

はい。

**○A 委員**

守谷農業地域については宅地になるのですがけれども、これは農業地域を外すという形ですね。ということは、市街化調整区域が市街化区域になるから農業地域を外すという考え方でしょうか。

**○事務局**

委員ご指摘の通りでございます。農業振興地域は市街化区域には設定できませんので、市街化区域に編入するということは、すなわち、農業振興地域ではなくなるということです。

**○谷口会長**

ありがとうございます。

なかなか、パズルの様で難しいですが、大変理解を進めるうえで、良い質問をいただいたかと思えます。ありがとうございます。

**○谷口会長**

他にいかがでしょうか。

私から 1 点だけ確認ですが、8 ページのところ、これは以前も議論があったところでございますけれども、自然公園地域のところに太陽光を入れるということで、自然公園地

域の普通地域だから大丈夫ということになっているのですが、一応、自然公園地域という指定をされているところではあるので、普通地域だから大丈夫という単純な話ではなくて、確認された上で、環境上問題はなかったかどうかということは、一応、念を押しておいた方がいいかなと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

#### ○事務局

笠間市の来栖地区の 14 ヘクタールにかかる今回の計画でございますけれども、自然公園の普通地域というところで、自然公園条例上の手続きが生じて参ります。

具体的には、普通地域で 1000 平米以上の太陽光パネルを設置する際には、県、あるいは、権限移譲を受けている市町村に届出を行いまして、景観上支障がないかどうかといった観点からの審査を受けて、必要があれば改善等をするという手続きが進められているところでございます。

本件は、笠間市に権限移譲を行っておりますので、笠間市でその手続きが進められているところでございます。具体的には、景観上の保護の観点ということで、色彩ですとか、あるいは形態、あるいは周辺からの眺望、そういったものについて、景観上支障がないかどうかといった観点で確認を受けていると承知しているところでございます。

#### ○谷口会長

県の所管部署としても、問題ないと判断されたという理解でよろしいですか。

#### ○事務局

そのように理解しております。

#### ○谷口会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

#### ○谷口会長

それでは他にご質問がないようですので、この諮問事項につきましては、知事に、異議なしと答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、今回の諮問事項につきましては「異議なし」と答申させていただきます。

ありがとうございました。

次に、報告事項として、「第六次国土利用計画（全国計画）の閣議決定について」、それから、「茨城県土地利用基本計画の計画書の骨子について」、事務局からご説明をお願いします。

## ○事務局

- ・「第六次国土利用計画（全国計画）の閣議決定について」事務局から説明
- ・「令和5年度第1回国土利用計画審議会」において、閣議決定前の全国計画案について説明をした際に、B委員から、「農業の担い手が減っている現状で県として考えている施策について」ご指摘・ご質問をいただいていた件について、事務局から説明
- ・「茨城県土地利用基本計画（計画書）の骨子について」事務局から説明

## ○谷口会長

ご説明ありがとうございます。

報告事項でございますので、ご意見・ご質問等をいただいで、今後1年間かけて、より良くしていくという趣旨でございます。そういう観点から、よろしく願います。

## ○C委員

事務局から、「茨城農業の将来ビジョン」を含めてお話をいただきました。前は、太陽光の所有者の話とか片付けの話等を質問させていただきましたが、今回は、外国人による農地の取得、それから利用権の設定というのが、近年増えておまして、そのことについて、お話をさせていただきます。

平成29年から令和4年の間に、全国で68ヘクタール弱を海外に居住している外国人の方が取得をされております。そして、居住地は日本にある方、または、ある法人という外国の方が154ヘクタールの農地を取得しているということです。本県におきましては、令和3年までの実績では、50ヘクタール弱が19の市町村、43件ということで、利用権の設定等が行われ、そこで、農業経営が行われております。

これは、決して外国人が農業経営するのはおかしいだろうという話ではなくて、その中で起きているトラブル、現住所との疑義の問題であったり、それから貸借、貸している方との契約内容でのトラブルであったり、不法就労の状況であったり、所有者が行方不明になって対象農地が遊休農地化するというようなことがあったり、産業廃棄物の不法投棄の場所になっていたり、それから農地制度の理解が不足されていて、また、農協の部会等に入っているけれども、なかなか同じような品物の出荷にならなかつたりとか、結果として、本件のブランド化などに悪い影響があるのではないかとということで、今、懸念をしております。

そういう事案が、近ごろ、本当に増えてきております。

これは賃貸借など、いろいろありますが、使っている方が、どんどん変わってしまったり、名義が変わってしまっているとか、日本人の名義を借りて実際には外国の方が農業経営を行っているという事案もあります。

書類がきちんとしていて、やる気のある方には、ぜひ、農業経営をやっていただいてもいいのですが、それをきちんと見届けて、おかしな形になったときの是正勧告などを農業会議等々でも農業委員会などでも、なかなかできない状況になっているというのが散見されるようでございます。

ぜひ、許認可の問題などを精査してもらうことと、在留資格の問題等々も精査をいただいで、農用地が適正な利用から外れることがないよう、今後もきちんと見届けていただければ、ということです。

## ○谷口会長

要望でございますね。いかがでしょうか。

## ○事務局

C 委員ご指摘の通り、国籍を問わず、法令に則った適切な営農がされるということが農地法制の基本であろうと考えております。

こうした中、現在、国におきましては、食料農業農村基本法及びその関連法としての農地法制の見直しが進められております。その一環として「農地法制の在り方研究会」というものが国において設けられておりまして、私も県の立場から、委員として参加しております。

その中で、昨年3月に行われた第4回目の研究会で、やはり外国人による農地取得の問題がテーマとして挙げられました。本県からも、現場の声として、外国人の農業経営に対する漠然とした不安というものが現場に広がっているということについては、お伝えしたところでございます。

こうした中で、国としての現在の方向でございますが、1つは昨年9月に省令が改正されて、所有権取得者の国籍の確認というものをきちんと開始するということが始まったところでございます。

また、今後の農地法制の見直しにおいて、1つ1つの農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化ということが掲げられております。その中で、農地所有適格法人の議決要件の特例措置の検討に当たりまして、外為法に基づく事前審査による外資の出資把握や事後モニタリングの実施等が、決めるべき方向性として上がっているところです。

県としては、今後、その具体的な運用が進められると思っておりますので、こうした動きを注視して、法令に従った適切な運用がされるよう、きちんと注視していきたいと考えております。

## ○C 委員

よろしく申し上げます。

## ○谷口会長

土地利用基本計画は、土地の表面、どういう土地利用にするかということがもともとの計画だったのですが、県土管理のあり方の管理の内容が変わってきているということですよ。

そういうことを注意しながら、マネジメント、本当の意味でのマネジメントをしていかないといけないという、ご指摘をいただいたのかなと思います。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

## ○OD 委員

「第六次国土利用計画の概要」で、デジタルの徹底活用というのがあると思います。県の計画にもデジタルの徹底活用というのがありましたので、具体的にどのようなことか教

えていただきたいと思います。

#### ○事務局

ご質問ありがとうございます。

具体的に、まだ、私どもの方で、次の計画を踏まえて県の計画にどのような形で落とし込むかという、申し訳ございませんが、今の時点では、ご報告できるような内容には至っておりません。

一方、国の方の計画でも、資料の2をご覧くださいますと、1というところで、最初に国土の利用に関する基本構想というのが掲げられておりまして、1、2、3ということで人口減少だとか、2で大規模自然災害、3で自然環境、最近の国際公約のカーボンとか、そういう言葉が書かれておりまして、それに、今申し上げました3つに共通する課題ということでデジタルを活用していこうということは謳っておりますが、具体的に国の方で深く書き込んでいるかという、残念ながら、深く書き込んでいるものはあまりないのです。私どもとしても、ここの書きぶりをどうしようかということで、今回の項目をご報告させていただきまして、具体的に来年度、作業スケジュールなどをご説明させていただきました通り、これから書く内容について詰めさせていただいていくところでございます。ここは、勉強をさせていただきながら、また、国の方にも経緯などを確認しながら、来年度の審議会の方でご相談させていただきます。

#### ○谷口会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

#### ○E委員

「第六次国土利用計画の概要」を拝見しまして、国土利用については、長期的な視点も持って、いろいろ検討すべきことなのだろうなというように感じております。

今日の前半で申し上げるか迷ったのですが、毎回、この審議会において、個別の案件、例えば、今日で言えば農業地域を縮小するだとか、森林地域を縮小するだとか、そういった案件というものがご説明されて、私たちはそういうふうになったのだなというように、受け入れるというか、審議しているわけですがけれども、1個1個の案件はもちろんですけども、もう少し長期的に、例えば10年とか20年で、茨城県の森林は減少してきてしまっているとか、そういう資料を提示するということは難しいことなのかな、と思いました。

どのように茨城県の県土の利用が変わってきたのかということが、私たち委員にもわかりやすいかなと思いましたので、今後の審議会等では、そういう資料の提示もご検討いただけるとありがたいと思います。

#### ○事務局

ご指摘ありがとうございます。

例えばですが、資料1の30ページに、五地域区分の変更総括表ということで、今の計画



から先ほどご審議いただいた計画図の変更をしたときに、どれくらい変わるかという表がありますが、今と変更した後という短期の変化しか表していないので、これを、例えば、毎年なのか、5年ごとにするのかなどはありますけれども、そういった形で茨城県全体として、農業地域とか森林地域がどれくらい減ってしまっているのかということを見ることはできると思います。計画書の変更について、今回、骨子案しかお見せできませんでした。が、次回の審議会の場では、もう少し踏み込んだものを、お示しできればと思っておりますので、そこで合わせて、茨城県全体の五地域区分の推移を長期的な目線でお示しできればと考えてございます。

#### ○谷口会長

ありがとうございます。

資料2の下の国土の利用区分ごとの規模の目標で、これは国土のレベルでは、農地、森林、水面など記載がありますので、情報としては、こちらの区分でもあったほうがいいですよね。

そういうトレンドを見ながら、将来のプランを考える、マスタープラン的なものがあるというのが、結局、管理の基本だと思います。E委員におっしゃっていただいた通り、そういう情報を我々に共有していただくというのは、非常に重要なことだと思います。

重要なご指摘、どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上で審議会の議事を終了させていただきます。

委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

事務局に進行をお返しします。

---

#### 【閉会】

委員への感謝の意を表し、閉会

## 令和5年度第2回茨城県国土利用計画審議会 委員出席状況

選出区分	氏名	所属等	出欠
県議会	海野 透	茨城県議会議員	出席
文教	大内 晶子	常磐短期大学准教授	出席
土地問題	大月 一代	茨城県不動産鑑定士協会副会長	欠席
自然保護	金森 有子	国立環境研究所主幹研究員	出席
商工業	笹島 律夫	茨城県経営者協会会長	出席
林業	佐藤 信聡	茨城県森林組合連合会代表理事専務	出席
福祉	竹之内 章代	茨城県社会福祉士会会長	出席
法律	田中 美和	弁護士	欠席
都市問題	谷口 守	筑波大学教授	出席
労働問題	中根 麻里	日本労働組合総連合会茨城県連合会副部長	出席
農業	八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長	出席

(50音順、敬称略)